

平成26年3月 井手町

# 3月定例会会議録

井手町議会

平成26年3月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3月6日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 3
一般質問	1 4
木村武壽議員	1 4
1 町有地の有効利用について	
2 高齢者生きがい対策について	
岡田久雄議員	1 6
1 地域高規格道路「宇治木津線」について	
2 商工業への支援と活性化対策について	
谷田 操議員	1 9
1 J R 玉水駅の改築について	
2 J R 山城多賀駅の改良について	
3 庁舎建て替えについて	
中坊 陽議員	2 7
1 小中学校の連携と一貫校教育について	
2 公共施設の老朽化比率について	
3 役場庁舎の建て替えについて	
報告第1号 専決処分の報告について	3 0
議案第4号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める 件	3 1
議案第5号 指定管理者選任につき同意を求める件（井手町野外活 動センター施設）	3 1

諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	32
議案第1号	井手町庁舎等整備基金条例制定の件	32
議案第2号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部 を改正する条例制定の件	33
議案第3号	井手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制 定の件	34
議案第6号	平成25年度井手町一般会計補正予算(第7回)	36
散会		38
署名議員		39

## 第 2 号 (3月10日)

応招・不応招議員		41
出席・欠席議員		41
出席事務局職員		41
出席説明員		41
議事日程		43
開会		44
会議録署名議員の指名		44
議案第7号	平成25年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 (第3回)	44
議案第8号	平成25年度井手町介護保険特別会計補正予算(第2 回)	45
議案第9号	平成25年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2回)	45
議案第10号	平成26年度井手町一般会計予算	46
議案第11号	平成26年度井手町国民健康保険特別会計予算	46
議案第12号	平成26年度井手町水道事業会計予算	46
議案第13号	平成26年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	46
議案第14号	平成26年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	46
議案第15号	平成26年度井手町介護保険特別会計予算	46

議案第16号 平成26年度井手町公共下水道事業特別会計予算	46
議案第17号 平成26年度井手町多賀財産区特別会計予算	46
散会	49
署名議員	50

### 第 3 号 (3月18日)

応招・不応招議員	51
出席・欠席議員	51
出席事務局職員	51
出席説明員	51
議事日程	53
開会	54
会議録署名議員の指名	54
議案第1号 井手町庁舎等整備基金条例制定の件	54
議案第10号 平成26年度井手町一般会計予算	55
議案第11号 平成26年度井手町国民健康保険特別会計予算	55
議案第12号 平成26年度井手町水道事業会計予算	55
議案第13号 平成26年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計 予算	55
議案第14号 平成26年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	55
議案第15号 平成26年度井手町介護保険特別会計予算	55
議案第16号 平成26年度井手町公共下水道事業特別会計予算	55
議案第17号 平成26年度井手町多賀財産区特別会計予算	55
委員会の閉会中の継続調査の件	64
閉会	67
署名議員	68

平成26年3月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成26年3月6日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成26年3月6日午前9時58分 議長 村田忠文

閉会 平成26年3月6日午後1時28分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	4番	岡田	久雄
5番	岩田	剛	7番	古川	昭義
8番	村田	忠文	9番	丸山	久志
10番	中坊	陽	11番	谷田	操
12番	木村	武壽			

欠席議員

3番 木田 鈴美

会議録署名議員の氏名

11番 谷田 操                      10番 中坊 陽

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田村喜代一                      議会書記 寺井 佳孝  
議会書記 菱本 嘉昭

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 汐見 明男                      副町長 中谷 浩三

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治
理事兼保健医療課長事務取扱	加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼務 自然休養村管理センター館長兼務	池田 清隆
企 画 財 政 課 長	脇本 和弘	税 務 課 長	中島 一也
住 民 福 祉 課 長	嶋田 昌弘	高 齢 福 祉 課 長	花木 秀章
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	奥山 英高	建 設 課 参 事	畑中 智博
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	山口 敏彦	学 校 教 育 課 長	小川 淳一
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	木村 坂次	学校給食センター所長	藤崎 裕司

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり

# 平成26年3月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

平成26年3月6日（木）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について
- 第6 議案第4号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第7 議案第5号 指定管理者選任につき同意を求める件（井手町野外活動センター施設）
- 第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第9 議案第1号 井手町庁舎等整備基金条例制定の件
- 第10 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第3号 井手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第6号 平成25年度井手町一般会計補正予算（第7回）

## 議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

平成26年3月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、汐見町長より3月定例町議会を招集されました。本3月定例会は、我々議員において、4月の改選期を迎え最後の議会となるわけであり、本定例会には平成25年度事業における補正予算並びに平成26年度当初予算等が提案されております。各議員におかれましては、提案されております各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられますような充実した議会運営を行ってまいりたいと思っておりますので、ご協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ春を迎えるとはいえ、まだまだ寒い日が続いております。議員並びに理事者をはじめ関係各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただく中で、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日の会議に、木田鈴美議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、平成26年3月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、井手町議会会議規則第127条の規定により、11番、谷田 操議員、10番、中坊 陽議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月25日までの20日間にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月



25日までの20日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件3件、平成25年度補正予算4件、平成26年度当初予算8件、同意案件2件、専決処分1件、諮問案件1件並びに一般質問は4名であります。

なお、本日の会議は、皆様のお手元に配付しております議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

ソチオリンピックが世界中を沸かせましたが、2020年には56年ぶりに東京オリンピックが開催されることが決定し、大きな経済効果が期待されております。安倍内閣が発足し2年目を迎えました。まれに見る大胆な金融政策、本予算、補正予算を含めた機動的な財政政策、日本産業再興プラン、戦略市場創造プラン、国際展開戦略を柱とする成長戦略、この3本の矢によって、日本の経済再生を目指す安倍内閣の政策に、こうして一定の円安株高が進行し、各種経済指標も好転の兆しを見せております。しかし、企業業績の好転が賃金の上昇につながり、消費の拡大、実質経済の成長につながるためには、なお一層の官民一体となった努力が求められております。

また、東日本大震災や原子力災害の発生から3年が経過をいたしました。十分な復興についてはまだ道半ばという現状であり、各方面における対策の加速化が求められております。

世界情勢につきましては、なお不透明な状況が続いており、特に中東諸国は依然として不安定な情勢であり、アラブ社会の政治的な方向に大きな影響を与えるエジプトは、3年前の革命でアラブ世界の新たなモデルを示したはずでありましたが、昨年、軍のクーデターにより振り子のように状況が一変し、混迷を続けている状況にあります。

我が国も、隣国の韓国や中国との関係について、尖閣諸島や竹島問題、防空識別圏問題などをめぐって緊迫した状況が続いていることから、昨年も申し上げましたが、なおも流動化する世界情勢に対して、我が国のとるべき道として、世界の平和と発展に貢献するための長期的視野に立った戦略的かつ機動的な対応が求められていると、強く感じております。

一方、経済においては、昨年我が国も環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆる T P P 交渉に参加し、先月には妥結を目指すためシンガポールで開催された閣僚会合では、大枠合意もできないまま閉幕することとなり、T P P 交渉の停滞感が強まっている状況にあります。また、グローバル化した世界経済情勢において大きなカギを握るようになった中国では、これまでの無理な金融政策のあおりなどを受け、バブル崩壊の危惧が一層高まっていると言われております。先進国経済も依然として停滞しているのが現状であり、巨額の財政赤字を抱えているアメリカをはじめ、欧州諸国においても債務危機を免れるべく努力を続けているようではありますが、解決には至っていない状況であります。

国内情勢につきましては、少子高齢化が進行し、社会保険料など現役世代の負担が年々高まりつつある中で、社会保障財源を確保するため本年4月から消費税率が8%に引き上げられるものの、駆け込み需要とその反動減によって、家計の消費や企業活動等経済や国民生活にさまざまな影響を及ぼし、景気の下振れリスクも一部懸念されております。

このように、まだまだ国内外ともに予断を許さない厳しい社会経済情勢と言わざるを得ませんが、どのような状況下にあろうとも、私たち自治体を預かる者としては、1日たりとも行政を停滞させることなく住民の負託に応えるべく、少子高齢社会への対応、地域経済の活性化、安心・安全な地域づくりなど、住民生活に直結する施策を着実に推進してまいらなければならないと考えております。

次に、平成26年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。経済再生、デフレ脱却と財政健全化を目指すとともに、社会保障税一体改革を実現する最初の予算として示された一般会計予算の規模は9兆5,823億円、前年度比3兆2,708億円、3.5%増で、基礎的財政収支対象経費は7兆2,121億円、前年度比2兆2,421億円、3.2%増となっております。一方、これらの財源を確保するため、平成26年度の国債

発行見込み額は41兆円、平成26年度末公債残高は平成25年度より約30兆円ふえて約780兆円程度となる見込みであります。また、財政投融资計画の規模は1兆6千800億円、前年度比2兆2,096億円、12%減となっております。

次に、地方財政対策についてであります。平成26年度の地方財政計画においては、一般財政総額について社会保障の充実分等を含め、平成25年度の水準を相当程度上回る一般財源総額を確保することとし、一般財源の総額は6兆3,577億円、前年度比1%の増、地方債依存度は前年度より低下し、12.7%程度となる見込みであります。

歳出特別枠については、実質的な前年度水準となるよう1兆2,000億円と振替分3,000億円合わせて1兆5,000億円を確保し、交付税の別枠加算については、必要な額として6,100億円を確保するとしています。また、平成26年度は地方税収入が一定増加するものと見込まれていることから、地方交付税の総額は1兆6千855億円、前年度比1,769億円、率にして1%減で、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は2兆2千487億円、前年度比7,949億円、率にして3.4%減となっております。なお、地方財政の平成26年度末借入金残高は前年度よりも1兆円減って、200兆円程度となる見込みであります。

次に、平成26年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て栄えある町長に就任以来、まちづくりの主人公は住民との認識のもと、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も引き続き、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、以前から実施してまいりました道路、上下水道などの生活基盤の整備拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、防災対策の強化、差別解消に向けた

人権啓発の推進など、継続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。特に、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などにつきましては、今後も後退させることなく推進してまいりたいと考えております。

また、去年は本町の長年の懸案であり課題解決に向けて最も重要な利便性の向上を図るためのJR奈良線の複線化や、雇用の創出、税収の確保のための多賀白坂地区の開発、そして防災や住宅適地の拡大のための宇治木津線の整備の三つの事業が実現に向け前進させることができました。平成26年度はさらに前に進められるよう、努力してまいらなければならないと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野におきましても、行政の継続性を確保しつつ住民生活に支障が生じないように、所要の経費を計上させていただいております。

なお、平成26年度における歳入の大きな柱の一つである地方交付税につきましては、早くから取り組んできた行政改革の成果等による加算があるものの、リーマンショック後に落ち込んだ地方財政を支援するための別枠加算措置が減額となることから、前年度と同額となる見込みであります。このため、平成25年度と同様に、一般財源の不足分については、このような事態に備えこれまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、住民サービスの後退することのないよう努めてまいりたいと考えております。

一方、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財源の重点的、効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては、極力その抑制を図りその節減に努めてきたところであります。

その結果、平成26年度一般会計予算の総額は38億1,700万円で、前年度と比較いたしまして1億7,800万円、率にして4.9%増となり、特別会計予算と合計しますと総額は64億7,800万2,000円で、前年度と比較いたしまして2億369万8,000円、率にして3.2%増となっております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第1号、井手町庁舎等整備基金条例制定の件ほか18件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、役場庁舎等の整備に必要な経費の財源に充てるための基金

条例の制定であります。

議案第2号は、昨年8月8日人事院において従前の給与構造改革における昇給抑制の回復をはかる等の勧告が行われたことに伴い、国家公務員に準じて職員給与において所要の措置を講ずるための条例の一部改正であります。

議案第3号は、地域主権改革一括法の施行に伴う条例の一部改正であります。

議案第4号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第5号は、契約期間満了に伴う指定管理者の選任についてでありまして、ご同意願いたく提出するものであります。

議案第6号は、平成25年度一般会計の補正でありまして、補正総額は1億454万7,000円の増で、補正後の一般会計予算は40億5,925万9,000円であります。歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、総務関係であります。基金運用益を各基金への積み立てに2,580万9,000円、まちづくりを応援していただくふるさと納税のご意向をいただきましたので、その趣旨に添いましてふるさと応援基金に13万5,000円、それぞれ計上いたしますとともに、京都地方税機構への負担金157万円計上いたしております。

次に、民生関係であります。障害者福祉システム改修に94万円、老人医療のシステム改修に33万3,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、土木関係であります。町の発展のために役立ててもらいたいとのことをご寄附いただきましたので、その趣旨に添いまして都市開発基金に200万円計上いたしますとともに、居住者の安心・安全を図るための町営住宅の耐震補強に8,860万円計上いたしております。

以上が、一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金3,194万6,000円、財産収入2,760万6,000円、寄附金213万5,000円、繰越金1,626万円、町債2,660万円計上いたしております。

議案第7号から議案第9号までの3件は、いずれも平成25年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第10号は、平成26年度一般会計予算でありまして、歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず、議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に1,267万2,000円計上いたしております。

次に、総務関係であります。各公共施設に計画的に設置しておりますAEDの購入に100万円、3台の公用車の更新に920万円、役場庁舎等の整備に必要な経費の財源を確保するための庁舎等整備基金への積み立てに2億円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業など他会計の繰り出しに4億5,976万9,000円、京都産業大学との連携協力包括協定に基づくイノベーションチャレンジ事業に50万円、それぞれ計上いたしますとともに、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に179万5,000円、街灯の維持費や各区及び商工会において設置された街灯並びに公安灯の電気料補助に172万円、JR奈良線高速化・複線化第2期事業の補助に877万円、JR山城多賀駅にエレベーターを設置するための設計業務に300万円、京都府知事選挙に323万9,000円、井手町議会議員一般選挙費に137万9,000円、それぞれ計上いたしております。

次に、民生関係であります。障害者福祉対策や地域福祉対策では、バリアフリー検討委員会の意見を反映した賀泉苑の大広間を改修するバリアフリー整備に151万円、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に1,791万円、障害者自立支援事業に1億7,773万4,000円、地域生活支援事業、身障児者補装具購入補助、障害者施設通所交通費助成などに1,537万3,000円、それぞれ計上いたしますとともに、本年4月から消費税率の引き上げに対応するため、暫定的、臨時的に措置される臨時福祉給付金の支給事業に2,796万6,000円計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託しております社会福祉法人弥勒会への委託費に1,659万円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に700万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に892万2,000円、後期高齢者医療負担金に9,200万円、それぞれ計上いたしますとともに、平成12年4月に開設した在宅介護サービスの拠点であるデイサービスセンターの入浴設備等の改修に1,890万円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に2,658万9,000円、子育て世代等への

医療費助成に 2, 6 2 5 万円、身障、ひとり親家庭の福祉医療に 3, 4 4 3 万 3, 0 0 0 円、それぞれ計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に 1 億 2, 6 6 7 万 8, 0 0 0 円計上いたしますとともに、本年 4 月からの消費税率の引き上げに対応するため臨時的に措置される子育て世帯臨時特例給付金の支給事業に 8 0 2 万円、それぞれ計上いたしております。また、0 歳児保育の定員枠をふやすための費用を含めた保育園運営費に 2 億 1, 5 6 8 万 2, 0 0 0 円、子育て支援センター運営費に 6 6 4 万 8, 0 0 0 円、一時預かり事業に 5 6 4 万 2, 0 0 0 円、それぞれ計上いたしますとともに、子ども・子育て支援法に基づき平成 2 6 年度子ども・子育て支援事業計画を策定するための費用に 2 3 9 万 6, 0 0 0 円計上いたしております。

次に、衛生関係であります。新たに実施いたします 6 5 歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成を含めた予防接種事業に 3, 3 0 9 万円、同じく新たに実施いたします 5 5 歳以上の方を対象にした前立腺がんの無料検診や、これまでから実施しておりますその他のがん検診についても、受診率向上を図るためにすべて無料で受診できるよう、健康増進事業に 1, 4 1 3 万 6, 0 0 0 円、女性の健康づくりを推進するための健康づくり事業に 6 3 万円、それぞれ計上いたしますとともに、乳幼児健診や育児相談などに 3 4 6 万円、妊婦健康診査に 7 9 5 万 5, 0 0 0 円、養育医療費に 7 5 万 4, 0 0 0 円、それぞれ計上いたしております。

また、低炭素社会の実現に向け、住宅用太陽光発電システム設置の補助に 2 0 0 万円、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、まきストーブ等の設置補助に 7 5 万円、それぞれ計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に 4, 6 0 0 万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に 1 4 2 万 2, 0 0 0 円、それぞれ計上いたしますとともに、井手地区共同墓地のがんぜん堂の改築に 1, 9 8 0 万円計上いたしております。

次に、農林関係であります。有害鳥獣駆除に 3 5 万円、豊かな緑と清流を守る協議会補助に 3 0 万円、それぞれ計上いたしております。

次に、商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に 7 5 0 万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に 2 5 0 万円、桜まつりに 5 7 7 万 7, 0 0 0 円、それぞれ計上いたしております。

また、本年４月から消費税率の引き上げを見据えて、消費者や商工業者の方々の負担や影響の緩和につながるよう、商工会が実施されるプレミアム商品券の発行事業の補助に平成２５年度と同額の１，３００万円、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施されている井手町百縁商店街事業の補助に２５万円、それぞれ計上いたしております。

次に、土木関係であります。道路事業では、道路が狭小で車両の離合困難な箇所の改良を図るための町道１号線道路改良に１，８００万円、歩行者スペースを拡幅し安全確保を図るための町道１１の２号線ほか道路改良に１，８００万円、町道４０号線ほか道路改良に５，５２０万円、町道２１号線ほか道路改良に３，３００万円、舗装改善計画に基づき舗装修繕を実施する町道２６号線ほか道路改良に２，８８０万円、３年目となる歴史的資産を活用した歴史と自然が薫る道づくり事業に９００万円、それぞれ計上いたしますとともに、ＪＲ玉水駅の自由通路整備の際、仕様となる駅舎等の補償費算定や用地測量の費用２，４００万円計上いたしております。

河川事業では、年次計画に基づき実施いたしております下排水路改修に２，３２１万円計上いたしております。

都市計画事業では、京都府が実施する都市計画事業の整備に係る残金に２７０万円計上いたしております。

住宅管理では、空き家となっている改良住宅等の改修に１，０８０万円計上いたしております。

次に、消防関係であります。京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に１億４，６６０万３，０００円、井手分署の改修に３００万円、高規格救急車の購入に３，０００万円それぞれ計上いたしますとともに、災害時の被害の軽減を図るための防災訓練に１０５万円、防災広報車の購入に３００万円、災害時に衛星を利用したインターネット回線の整備に１５０万円、それぞれ計上いたしております。

次に、教育関係であります。泉ヶ丘中学校パソコン機器更新に１，５００万円、オーストラリアの姉妹校の生徒を受け入れるための費用に１５０万円、それぞれ計上いたしますとともに、全ての泉ヶ丘中学校の生徒が卒業までに英検４級の取得を目的とした英検チャレンジ推進事業に２３万４，０００円計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに９６万６，



000円、住民の学習発表や交流の場として年々充実が図られている文化祭に336万8,000円、それぞれ計上いたしますとともに、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に233万7,000円計上いたしております。

また、埋蔵文化財用地取得の費用に4,001万円計上いたしますとともに、多くの住民にご利用いただいております図書館運営費に3,569万9,000円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に36万1,000円、体育協会をはじめ各種団体助成に325万円、それぞれ計上いたしますとともに、給食センターの給食配送車の更新に1,050万円計上いたしております。

以上が、一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源10億9,225万円、町税や地方交付税等の一般財源27億2,475万円計上いたしております。

議案第11号から議案第17号までの7件は、いずれも平成26年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は26億6,100万2,000円で、前年度と比較いたしまして2,569万8,000円、率にして1%増となります。

報告第1号は、地方自治法第180条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき議会に報告するものであります。

諮問第1号は、人権擁護委員法の規定に基づき、意見を求めようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（村田忠文） 日程第3、諸般の報告を行います。

井手町監査委員から1月分、2月分の例月出納検査結果報告及び上下水道課より上水道水質検査結果書を受領しましたので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は4名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。順次質問を許します。

木村武壽議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村武壽議員。

12番(木村武壽) 12番、木村武壽です。

皆さん、おはようございます。いつもありがとうございます。通告に基づきまして、一般質問を行います。

きょうまで、住民と行政とのパイプ役ということで、要望等があった折には、おおむね今までから一般質問をしております。今回につきましても、多賀地区の住民からと、またもう1点につきましては老人クラブ等の集合に行ったときに皆さんからの声を聞いておりますので、そういうようなこともあわせまして一般質問をしていきたいと思っております。

1点目につきましては、町有地の有効利用についてであります。多賀地区の住民から匿名の電話がございまして、聞くところによりますと、多賀フルーツラインの来客駐車場は井手町の町有地を占用して使用され、他の方の使用ができないようではありますが、一部営利目的の団体に使用させているのではおかしいのではないかとということでもあります。少子高齢化の影響をまともに受けまして、人口が減少している我がまち、その土地を有効利用し若者が町内に住むための住宅地等として活用できないものかと考えますが、いかがでございますか。

これまでの、この経過と管理状況と活用計画等お尋ねいたします。

次に、高齢者生きがい対策についてでございます。急速に高齢化が進み、高齢者人口が増加していく中で、社会を支える重要な構成員として、高齢者の果たす役割が大変大きくなっております。高齢者の社会参加の促進を図ることにより、活力が発揮される社会を目指していくことが求められておりまして、行政と住民の方々が知恵を出し合いその取り組みを下支えすることが大切ではないかと思っております。そこで、高齢者をはじめとする住民の方々が栽培された農作物の集荷販売ができて、道の駅のような施設を整備し提供され

てはいかがでございますか。

以上でございます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 木村議員のご質問にお答えいたします。なお、2点目につきましては、担当から答弁いたします。

1点目の、これまでの経過についてであります。議員ご指摘の町有地は、昭和55年4月から京阪電気鉄道株式会社並びに京福興産株式会社から町が無償で借り受け、多賀農協が観光農園の駐車場として利用されてきたものであります。その後、平成18年3月に民間へ売買されるのであれば、せめて無償で町に当該土地の寄付をされるように申し入れを行い、町の所有となったものでございます。

そうした経過から、現在もJ A京都やましろと無償貸し付けの契約を結び、駐車場として利用されております。

私どもも以前から多賀地区において、いざというときに宅地がないという声は聞いておりまして、議員ご指摘のように、人口減少に対する方策の一つとして認識をしております。経営をされている以上、いつまでも町有地をありにすることなく、自ら駐車場を確保していただくべきであると考えておりますので、J A京都やましろに申し入れを行いたいと考えております。

以上であります。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 2点目の高齢者の生きがい対策についてであります。現在、本町では高齢者生きがい対策として、いつまでも健康で暮らしていただくことを目的に、運動機能向上のための山吹体操クラブや、地域の介護予防ボランティアなどの人材育成のためのリーダー研修会の開催、高齢者の学習意欲と社会参加促進を目的とした井手玉川大学の開催、また、老人クラブでの生きがい活動支援など、さまざまな事業に取り組んでいるところであります。

議員お尋ねの道の駅につきましては、経営が成り立つためには通行車両や人の出入りが多い場所が必要でありまして、町内を見渡したところ、そのよ

うな適地が見当たらないのが現状であるなど、多くの課題があり、慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村議員。

12番（木村武壽） 高齢者生きがい対策についてであります。これから十数年もすると、生産者人口より高齢者人口が多くなると統計には出ているようであります。できるだけ、道の駅に匹敵するような場所がないかもわかりませんが、工作物をつくったり、また惣菜もつくったり、何でもお年寄りができるような場所が必要であると考えておりますので、そういうようなことができるならば、ちょっと考えてほしいということで要望しておきます。

以上です。

議長（村田忠文） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

事前に通告しておりました次の2点につきまして、一般質問を行います。

まず、はじめに地域高規格道路宇治木津線について質問いたします。本年1月号の広報いいで掲載された汐見町長の新年の挨拶の中で、宇治木津線の必要性和現状について述べられており、特に昨年には国の調査費が予算化され一歩前進し、災害に備えた道路交通網の整備と地域経済、産業の振興を図る面からもその必要性を強調されています。私も、宇治木津線について、インターネット等で調べてみますと、国道24号線の井手町区間は木津川の堤防上を通過していることから、集中豪雨により洪水となると、国道24号線は決壊する可能性が高いとされており、防災、減災面からも代替となる宇治木津線の整備が極めて重要になると、京都府は報じています。

また現在、新名神高速道路の大津城陽間、八幡高槻間で事業が再開されて、宇治木津線が新名神高速道路と連結すると、本町の白坂地域の新産業開発を進める視点からも一層機能が発揮されることになると考えます。宇治木津線は本町の将来のまちづくりの大変重要なインフラ整備であります。さらに、汐見町長が強いリーダーシップを発揮され、近隣市町並びに関係機関と連携

を強化され、早期実現に向けて一層の努力をしていただきたいと願うものがあります。

そこで、次の点について質問します。

1、計画道路に向けて昨年は国の調査費が計上されたとのことですが、改めて今日までの本町の取り組みと、町長の宇治木津線の実現に向けての考えを伺います。

2、宇治木津線は、地域高規格道路として位置づけられており、近畿地方整備局管内では現在のところ候補路線となっていますが、他府県等と競合する中で今後計画道路そして実現に向けての見通しについて伺います。

次に、商工業への支援と活性化対策について質問します。

近年、全国各地で少子高齢化が進み、人口減少にある自治体においてはまちの商工業が衰退する傾向が急速に高まっていると言われていています。本町においても年々人口が減少する中で、まち全体の活性化を図るために行政が関係団体等に支援を行い、継続的な事業の取り組みが実施されているところがあります。特に、今日まで行政から商工会に対し、継続的な支援が実施されてきましたが、今後のまちづくりを進める観点からも、商工業の栄えるまちづくりの仕組みづくりを喫緊の課題として、具体的な対策を講じなければならないと考えています。そして、行政と商工会が連携を深め、本町の地域性を生かした魅力ある継続した商工業の栄えるまちづくりが、本町の活性化につながるものと思います。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町の商工業行政の基本的な考え方について。

2、現在、本町の商工会からどのような要望が出され、どう行政として対応されているのか。また、今後の本町の商工業活性化対策についての考え。

3、商工会が実施されるプレミアム商品券の発行について、本町はどのような支援を考えておられるのか、お伺いいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方から、1点目の地域高規格道路宇治木津線についてお答えいたします。

まず一つ目の、本町の取り組みと整備による効果でありますけれども、平成元年11月、城陽市、旧山城町そして本町の1市2町とで木津川右岸宇治木津線道路新設促進協議会を設立し、平成6年度に旧木津町も加わり、これまで国、京都府や関係国会議員などに対して整備の重要性、必要性を説明しながら、要望活動を行ってまいりました。以来、25年が経過をした昨年、国土交通省にて宇治木津線に関する調査費がつけられたことは、実現に向けて大きな一歩を踏み出したものと考えておりまして、長年にわたる関係各位のご支援に心から感謝しているところであります。

実現までには、ルートや構造の検討など、さまざまな克服していかなければならない課題が多くありますが、この道路が実現できますと、議員ご指摘のとおり国道24号の代替の役割を担い、災害時のダブルネットワークを形成する道路として国土の強靱化を図るほか、その道路を活用した住宅適地の拡大や新たな産業を創出するなど、住民の安心・安全やまちの活性化に大きく寄与するものと考えております。

次に、二つ目の道路の位置づけと実現に向けての見通しにつきましては、平成6年12月に地域高規格道路の候補路線に位置づけられました。しかし、地域高規格道路はインターチェンジなどで出入りが制限される自動車専用道路であることから、私どもが求めております住民の安心・安全やまちの活性化などの効果が少ないのではないかとということで、関係市町とで検討を行った結果、出入りの制限がなく歩行者や車両が自由に通行できる道路という考え方で、今日まで要望してきたところであり、これを踏まえて調査費をつけてもらったということは、国道24号のバイパスのような道路を想定しているものと認識をしております。

来年度以降も継続して事業を進めていただくことが何より重要なことであることから、促進協議会として本年1月に国道交通省道路局や近畿地方整備局などに要望活動を行っております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 2点目の商工業行政の基本的な考え方についてであります。本町第4次総合計画において、活気ある商工業環境の整備を支援することによって、地域経済が活性化するまちを目指すとしております。具体的には、少子高齢社会が進む中で、身近な地域商業の振興支援、促進を図る

には、どのようなことが考えられるのか、また、どのように取り組んでいくべきか、今後も商工会と話し合い、連携して本町の商工業の発展、振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、井手町商工会からの要望につきましては、昨年11月の要望ではプレミアム商品券の継続販売への支援、百縁商店街開催についての支援等について要望を伺っております。それら要望につきましては、平成26年度当初予算に必要な経費を計上いたしております。

次に、プレミアム商品券発行の支援につきましては、町として商工業への支援とともに、住民の方々の生活支援という意味からも、昨年度と同様の1,300万円を平成26年度当初予算に計上しております。内訳はプレミアム分1,000万円と事務費300万円であります。

以上であります。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

4番（岡田久雄） ないです。

議長（村田忠文） 次に、谷田 操議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。それでは、通告に基づいて3点にわたって質問させていただきます。

1点目は、JR玉水駅の改築についてです。昨年11月にJR玉水駅の橋上化や自由通路の概略設計が示されました。それによりますと、水無区側の東交通広場に駐輪場や降車場が設けられており、狭い町道に送迎の車両や自転車、バイクなどが進入することを想定されておりました。町道の側溝にふたをつけたり、住民との協議の上で一方通行を取り入れるなどして、安全を確保するという町側の説明でありましたが、無理があるのではないかと思います。

北垣内踏切の改良も行われるということですが、具体的なイメージはまだわからず、東交通広場から出てくる車などが線路沿いに北上してきますと、踏切の直前に出てくるということになり、かなり危険であると思われまます。水無区側の出入り口は歩行者専用とするべきではないかと考えます。住民説明会やその後の地元との協議で、どのような意見が出ていますか。設計を変更する考えはないか、お尋ねをいたします。

2点目は、JR山城多賀駅の改良についてです。JR山城多賀駅が橋上化されて10年以上たちますが、駅はきれいになったものの、階段の昇降が新たな負担となり、障害者や高齢者には使いにくい、かつてより使いにくい駅になってしまったと言われていています。今回、JR奈良線複線化高速化第2期工事に伴い、橋上化される玉水駅だけでなく、乗降客が非常に少ない山城多賀駅にもエレベーターを設置してバリアフリー化すると町長は表明をされましたが、2期工事にあわせてということになると10年計画ということで、10年後になるおそれもございます。駅構内は既に複線化をされており、JRの2期工事を待たずともエレベーター設置工事には取りかかれるのではないかと考えます。2期工事全体構想よりも、前倒しで山城多賀駅のエレベーター設置を進めることができるよう、JRや京都府と協議をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

山城多賀駅と周辺に関して、次のような要望が寄せられています。町が対応すべきものとJRに要望するものとがございますが、対応を求めたいと思います。

1点目に、自由通路と階段の電灯が1基おきに蛍光灯そのものが外されて節電をされているわけですが、改札周辺は明るくしてほしい。特に、階段には明暗があると危険である。全灯つけてほしいという要望があります。

2点目、駅構内のホームへ通じる階段、これはJRの所有でありますけれども、腐食が進んでおり危険ではないのか。塗装などの修繕をしてほしいという要望です。

3点目は、この間も雪などで電車がよくおくれたりしているわけですが、構内で放送がされるわけですが、音が非常に小さく聞きとれない。改良をしてほしいという要望がございます。

4点目、駅の構内には時計もございません。電光掲示判等が設けられれば、時刻もですし電車の到着時間、到着ホームがどちらか、電車のおくれなどというのも表示できますので、そういう工夫をお願いしたい。

5点目に、ホームより北側の駅より東側の斜面ですが、すぐに草が茂りご近所が迷惑をされている。特に、踏切の南東側というのは見通しが悪いので、防犯上ももっと頻繁に草刈りをしてほしいという要望がございます。

こういうことにぜひ対応をお願いしたいと思います。

3点目、庁舎の建てかえについてであります。老朽化や防災の観点から



役場本庁舎の建てかえ準備を町長が指示したとの報道が1月にございました。木津川の災害想定でも浸水の危険性が指摘されている場所であること、エレベーターの設置ができない、住民対応のカウンターを低くという要望が非常に出ているわけですがけれども、その改善もできない。駐車場の利便も悪い、大型車両が役場前を通行しても曲がれないというような、こういう地形がございます。防災や住民サービスの拠点として、現状はふさわしくないという意見は議会でも従来から何度も指摘をされており、住民意見を十分集約して取り入れた上で、過大な住民負担にならないよう適切に建てかえをするべき時期だと私も考えます。

しかし、庁舎の建てかえというのは莫大な費用を要するまちの一大事業であり、まず最初に町長が職員への年頭訓示で準備を指示するということから始まるような事業なのではないでしょうか。まず議会で方針を説明し、住民の意見を聞く方法なども検討し、資金の準備方法なども議会で検討してから職員に指示するのが筋ではないかと考えますが、町長のご見解を伺いたいと思います。

具体的な建てかえ方法として、現在位置での建てかえでは、浸水被害を免れるためには非常に特殊な建築方法をとらざるを得ませんし、費用がかさむと思われます。役場前の車両の通行ということも改善がされません。そういうことを考えまると、ふさわしくないと思います。建てかえは高台への移転を伴うものとするべきだと思いますが、町長の見解はいかがですか。

その場合、現在地よりも玉水駅からの利便性が劣ることにならざるを得ません。コミュニティバスやシャトルバスなど住民の役場利用の足確保の問題とあわせて検討する必要があると思いますが、その点について検討する考えはあるか伺います。

現在地から移転することになれば、玉水区の商店や商工会などとの協議も必要だと思われますが、いかがですか。

町内に分散している他の役場機能の統合もこの際考えてはどうかと思いますが、いかがですか。

その他、役場本庁舎建てかえについて、現時点で想定される課題について伺います。

以上でございます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 谷田議員のご質問にお答えいたします。なお、1点目、2点目については、担当の方から答弁いたします。

3点目の庁舎建てかえについてであります。平成25年9月議会において、岩田議員の質問に対して私の方から、防災拠点ということで耐震補強は終わっておりますが、国交省のハザードマップを見ますと、木津川が決壊した場合水が5メートル流れ出て、役場1階部分は全て水没するということや、木津川の堤防は木津川の河川の中の砂を使って堤防が堤体としてされていることから、水害時に大変弱いのではないかとということも近年言われており、防災拠点として大変心配しているとお答えをしておりますが、現庁舎は昭和43年の建設から45年が経過し、耐震補強は終わっていますが建物の老朽化や構造上の問題など、改修は困難な状況であります。また、築後45年を経過していることを考えますと、建てかえる時期が来ているものと考えております。そのために、住民サービス等に影響が出ない中で、基金積み立てをしていくことが重要でありますので、町長は年頭に職員への訓示で、3月議会に基金条例の議案を提出できるよう指示されたところであります。なお、建てかえ場所等については、基金が一定額積み立てできた時点で検討委員会を設置し、検討していくものと考えております。

以上であります。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 1点目のJR玉水駅の改築についてであります。まず水無側の出入り口は歩行者専用とするべきではないかにつきましては、歩行者専用とするためには周辺を車両通行禁止とすることになります。これは、付近住民の方々に多大なご不便を強いることから現実的ではないと考えますし、駅利用者に関り車両通行禁止とすることもできないものと考えております。

また、今回の整備は西交通広場もあわせて行う予定であり、東交通広場に車両が著しく集中することはないと考えております。

次に、地元からの意見につきましては、社会福祉協議会から玉水駅の東側、西側の両方にエレベーターを設置するなど、安心・安全で住民にやさしい玉水駅を早期に整備してもらいたいとの意見、地元区からは、道路側溝にふた

を整備することや防犯対策を実施し、早期に整備を望んでいるとの意見をいただいております。

これらの意見は、今後詳細設計に反映したいと考えております。

2点目のJR山城多賀駅の改良についてであります。JR山城多賀駅のエレベーターの設置につきましては、昨年8月に締結いたしましたJR奈良線の高速化・複線化第2期事業に関する基本協定書において、当該第2期事業の関連事業として実施することの協議は、JR西日本及び京都府とも既に整っております。このようなことから、まず、平成26年度当初予算において、山城多賀駅にエレベーターを整備するための設計業務について予算計上させていただいているところであり、今後エレベーターを整備するにあたり、JR西日本や京都府と事務的に調整しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、一つ目の自由通路と階段の照明につきましては、節電すべきとの地元からの意見が多くあり、現在の状況としております。なお、改札附近や券売機附近は間引きを行っておりません。

二つ目から四つ目のご質問につきましては、鉄道施設のことです。JR西日本にお伝えさせていただきます。

五つ目の駅の東側斜面の草刈りにつきましては、既に地元区からの要望を受けており、今春に行う東側斜面の災害復旧にあわせて実施するとのJR西日本の回答を地元区に伝えております。

以上です。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） まず玉水駅ですけれども、もちろん今現在だって地元の方は車で通っておられるわけで、それを通行禁止にしろということではありませんが、駅の設計として降車場を設けて、そこで降車がしやすいように、そういう設計になってますよね。だからそれをやめて、そこに誘導する形の設計はやめて、駅の送迎は西側に回ってくださいという形で誘導する設計にすればいいのではないかと。何も、前面にポールとかを立てて通れないようにしたら、それは地元の人は通れませんか、そういう意味ではなく、歩行者専用を呼びかけて、降車場については東側には設けない、西側で送迎はや

ってくださいというお願いをするということの方が、地元の要望にかなうのではないかなど。

それで、水無区は特に、保育園の送迎の車両も入ってくるので、保育園についてはきちんと誘導體制をとっておられるんですけど、それでも狭いところを大きな車が通るわけです。さらに、またそういう形で誘導されて、区内を車が通る台数がふえるのではないかと、それは心配だという声を私もお聞きしていますので、誘導として西側、きれいに整備されるわけですが、西側を使いましょうという設計にしてもらったらどうかと。降車場をやめればどうかと思いますが、いかがですか。

それと多賀駅ですけれども、新年度予算に設計予算がついたということで、早速、私も要望をされておられる皆さんに設計予算ですけれどもつきましたよということを申し上げると、では10年後ということはありませんねということで喜んでいただいております。今の時点で設計予算がついて、何年後にエレベーターがつくというふうに町長はお考えになっているのか、皆さんにご説明できるのかお尋ねしたいと思いますが、特に、その後ですが、多賀駅では中学生の子供が暴力を受けるという、そういう事件がございまして、非常に治安についても心配が高まっているわけです。この要望を幾つか見ましたけれども、さらに私の方からもJRに対して要望をしたいと思っているんですけれども、ホームの方にも監視カメラをつけてもらえないかというふうな要望もございます。さらに、やっぱり無人駅ですので、エレベーターつけていただくのは非常にありがたいんですけども、防犯上の対策も同時にやってもらいたいという声が急速に高まっておりまして、常時人がいるということは、それは難しいと思うんですけれども、全くのボランティアではなしに、見回り、通学時間帯とか人が多く通行する時点とか、そういうことを考えて有人化するという方策も同時に進めてほしいという声は急速に高まっているということも申し上げたいと思います。

あと、費用負担の件ですけれども、エレベーターの設計300万というのはこれからまだ予算委員会もあるわけですけれども、町とJRの負担割合はどうなっているのか。エレベーターに関しては全額町がやりますよということで、町長はお約束されているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

3点目の庁舎の問題ですけれども、庁舎に関してはさまざまな意見がたく

さん、いろいろな方から出ていますので、役場もそういうふうに応えてこられたことはわかってるんですけども、検討委員会をある程度基金が積まれてからつくるといことですけれど、基本的にどんなつくりにするのか、移転するのかどうかとか、どういうつくりにしてどの程度の規模のものをするか、ほかのと統合するとかいうたら面積も、ほかの役場庁舎との統合も考えれば面積も要るわけで、だから、どこまで基金を積んだら検討していくのかというのは逆ではないかなと。やっぱり基本的な検討をやって、どれぐらいの基金が必要やということを決めて、ではその何%ぐらいまできたらもっと詳細な委員会をやりましょうかというのはわかりますけれども、基本的にどうするのか。建てかえる、その現在の位置は無理や、では高台へ移転するんやというようなことも含めて、基本的な検討をする委員会をまずやったらいいのではないですか。役場の中だけでそれは考えますよというのでしょうか。それも、住民の意見をちゃんと聞いて、どの程度の規模が必要か考えてから、基金がどの程度必要かということのため始めるということが当然ではないかなと、資金計画としては。町長、どのようにお考えですか。お尋ねします。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 汐見町長。

町長（汐見明男） 1点目の玉水駅の改築に関連した質問ですけども、東側駅広場をやりたいと。駐輪場ぐらいのものは置きたいと考えてます。そこを車で利用される方は、おそらく今までと変わらないだろうと。水無の区民ぐらいだろうと。当然その他の区民は、多分安全な西側を当然使うだろうと、このように思っておりますので、そういう今言われているような心配はないだろうというふうに思っております。

それと、多賀駅のエレベーターですね。1期目のときから私どもはエレベーターの設置を強く求めてきたわけですが。これまでから話をしてくれておりです。しかし、JR西日本はかたくなにこれはもう無理だということで、一貫して言われてきました。そのときから、チャンスは次だろうなというふうにこちらも思っていたわけですが、最初、2期事業のときもエレベーターは何といっても無理だという話でしたけれども、かなり強く折衝してきて何とかJRの方が折れたといえますか、私どもの声を理解してもらったという

ふうに思っております、費用については、これはJRの分が決まった以上のところはJRが実施するということですが、それ以外のところはJRは負担をしないということで、京都府にお願いをして京都府の方から補助金をもらうという話はできております。

実施時期ですね。早速、設計費を26年度に組みまして、あと、工事を実際に取り組んでもらうのは、これはもうJRになるわけでありまして、その関係でJRといつ、設計終わった後、してもらえるのかという調整もあるわけでありまして、遅くとも28年度ぐらいにはしてほしいな、できれば27年度と思っておりますけれども、相手のあることでもありますので、28年度ぐらいにはと思っております、こういう当初予算でエレベーターの設計を組んでおりますので、谷田議員も19年ぶりにして初めて当初予算賛成していただけるかと期待もしております。

それと、庁舎ですね。一定の検討委員会を立ち上げるめどということになります。井手町に似通った人口のところで、一番近いところで建てかえた費用を見てみますと、大体12億ほどかかっています。もちろん、そこへ用地費やあるいは造成費、これが上乘せになってくるわけですし、場所によって当然用地の高いところと安いところがあるし、造成費も多く要るところと要らないところがあるということで、何ぼで建つというのがわからないわけですけれども、そこで12億であれば15億ぐらいかなと。これはまだ定かではないわけですが、そういうふうに思っています。そういうことからしますと、大体8億から10億ぐらいの基金が積み立ててくれば、検討委員会を立ち上げて、場所なりあるいは構造なり、そういうものも十分検討してもらえたらなど。もちろん私は、基本姿勢、申し上げましたように、住民の声を十分反映させるという、これまでから一貫して申し上げてきたとおりであります。この前の玉川さくら公園も主人公は住民だということで、テープカットも幼児やあるいは利用される老人クラブの人をメインにして、テープカットもさせていただいている。こういう姿勢は変わらないわけでありまして、当然、庁舎は住民のものでありますので、その検討委員会には、もちろん有識者も必要だとは思いますが、住民の代表の方、もちろん議会の皆さん方の代表にも入ってもらいと、こういうことで決めていただくということになると思います。ただし、無理に基金を積み立てることによって住民サービスに影響することはできませんので、それはその年年の財

政見通しなどを立てながら、住民サービスに影響しないような範囲で基金積み立てをできればと、このように思っております。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 基金の積み立てについては、既に財調基金でも20億からの貯金があるわけですから、無理する必要は全然ないというふうに思いますし、すぐにでもやろうと思えばやれる話ではないかなとは思いますが、十分住民の意見を検討しながら、庁舎の建てかえについてはやっぱり一大事業ですので、やっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（村田忠文） この際、暫時休憩します。11時25分より再開します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時22分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊 陽議員。

10番（中坊 陽） 10番、中坊 陽です。事前通告しています3点について、一般質問を行います。

1点目として、小・中学校の連携と一貫校教育についてお伺いいたします。府内公立高校での来年度入学生の入試制度が改革され、以前以上に小・中学校での基礎学力の習得が求められています。これまでの町内小・中学校の連携活動内容と、今後の取り組みについてお聞きします。

次に、全国的に取り組み、府内でも京都市や宇治市でも開校されている、小・中一貫校教育についてのメリットとして、学校独自の先取り授業、勉強の積み重ねをしやすい環境、人格形成の面で子供同士の理解の深まり、新しい環境での中1ギャップの解消などが掲げられている一方、校庭を自由に使えない、中だるみする、受験生に小学生がうるさく勉強に集中できないなどのデメリットがあるようですが、小・中一貫校教育について本町の現状の考えをお聞きいたします。

2番目として、公共施設の老朽化比率についてお伺いいたします。公共施

設の減価償却が進むほど耐用年数が近づいており、資産が老朽化していることを示しています。有形固定資産の老朽化度合いにより、将来必要とする施設の更新や大規模改修などの見通しに、資産老朽化比率を算定することで、より有効活用できる指標と考えます。耐震度ともに老朽化比率を算定して、今後の長期施設更新計画を立てる基本にしてはと考えますが、町内の主な公共施設の老朽化比率についてお聞きします。

3番目として、役場庁舎の建てかえについてお伺いいたします。昭和43年の建設から45年を経過して老朽化し、立地的にも防災拠点としての機能を果たすことが難しいとして、役場庁舎の建てかえ準備に入る指示が町長から出されました。新庁舎建設は、今後の本町のまちづくりに大変重要な事業であります。これからの事業であります。建設に当たり時期、資金、規模、建設地、周辺整備などを含めた現在の建設ビジョンについて、考えをお聞きします。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（村田忠文） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松田教育長。

教育長（松田 定） 中坊議員のご質問にお答えします。なお、2点目、3点目については、担当の方から答弁をいたします。

1点目の小・中学校の連携と一貫校教育についてであります。本町におきましては、従来よりジョイント・アップ推進事業としまして義務教育9年間を見通した小・中連携の取り組みを進めているところでございます。本事業では、教職員の授業力の向上や、児童、生徒の課題に即した個別支援、児童会、生徒会による学習集団づくりを目指した三つの専門部を設けており、例えば授業力向上の部会では、スーパーバイザーとして迎えた大学教授の助言も得ながら、授業の中で一人一人の理解度を確認しながら指導を行ったり、その時間に学んだことの定着を図るための練習問題をふやすなどの授業スタイルが広がってきております。加えて、これまで学んだことを振り返り、繰り返し学習させることが、学力の一層の定着につながると思われ、授業開始後の5分間学習や家庭学習の工夫、さらに定期テスト以外に週単位や学期単位での定着確認テストなどの取り組みを始めているところでございます。これは、繰り返しながら上昇していくという意味で、スパイラル学習と称してお



ります。

これらの取り組みは、小・中学校連携授業として実施いたしておりますが、このほかにも、小学校6年生に対し中学校教員が出前授業を行い、英語を先行体験させたり、この春休みより中学校から宿題を与え、入学に向けての学習準備をさせるような計画も進めております。

学習集団づくりの部会では、児童会生徒会合同の会議を開催し、あいさつ運動やエコ実践活動などに取り組んでまいりましたが、本年度はいじめ防止のために小・中学校共通のスローガンを作成し、児童生徒の自主的な取り組みを進めているところでございます。

次に、一貫校教育についてであります。小・中一貫教育には本町のジョイント・アップ推進事業に近い形の連携型と、施設を一体にしたり同一敷地内に併設したりする型とがございます。一体型や併設型の小・中一貫校につきましては、議員ご指摘のとおりメリット、デメリットがあるようでございます。しかも、いざ実施するとなると、本町のような規模であれば小・中学校を1カ所に集めることになり、小学校統合や用地取得、校舎建築についてなど、十分検討していかなければならない大きな課題が生じてまいります。また、小・中学校のギャップをなくすという接続も大切であろうかと思っておりますが、これまで小学校卒業から中学校入学という節目があることで、生徒が心新たに中学校生活をスタートするというメリットが見られる場合もあります。

今日、国の教育再生実行会議や中央教育審議会におきましては、義務教育に係る諸制度のあり方そのものが検討されておきまして、種々意見が出される中、まだまだ方向性がはっきりしない段階でもあり、本町といたしましてはこうした国の今後の動きを注視しながら、現在進めておりますジョイント・アップ推進事業により、それぞれの事業を協同して進める形の小・中連携の取り組みを充実してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 2点目の公共施設の老朽化比率についてであります。主な公共施設の平成26年3月末の資産老朽化比率を申し上げますと、役場庁舎約87%、玉泉苑約67%、自然休養村管理センター約66%、人権交流センター約65%、賀泉苑約62%、山吹ふれあいセンター約38%であ

ります。

次に、3点目の役場庁舎の建てかえについてであります。先ほど谷田議員にもお答えしましたが、現庁舎は災害時による防災拠点としての機能を果たすことが難しい状況であることなどから、庁舎建てかえに向けて基金条例の制定を今次定例会に提案しているところであります。また、新庁舎建設の時期など建設ビジョンは、一定額の基金積み立てができた時点で、検討委員会を設置して、検討していくものと考えております。

以上でございます。

議長（村田忠文） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中坊議員。

10番（中坊 陽） 1点目の小・中一貫教育については、本町では9年間を見据えたジョイント・アップ事業などに取り組まれているということで、実質的には9年間を小・中一貫教育というふうな様子でやられているということで、評価しておきたいと思います。

次に、2番目、3番目について、関連はしてるんですけど、役場庁舎についてですけれども、要望ですけれども、今後どういうふうになるかわかりませんが、保育園の統合、また小学校の統合というようなことも、建てかえというようなことも出てくると思います。そういったことを踏まえて、役場庁舎の建設地、また今後の町内の道路網の整備についても、そういった役場庁舎を中心とした整備も必要だと思いますし、今後の問題ですけれども総合的な判断で建設なり、また建設規模を決めていただくように要望して、質問を終わります。

議長（村田忠文） これで一般質問を終わります。

次に、日程第5、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第180条第2項に基づく報告事項ですから、報告を受けるにとどめたいと思います。

提出者から報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島同和人権政策課長。

理事（西島楠博）

（報告第1号を朗読説明）

議長（村田忠文） 以上で、報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第6、議案第4号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 西島総務課長。

理事（西島栄治）

（議案第4号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第4号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第4号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第4号は同意することに決定しました。

日程第7、議案第5号、指定管理者選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三）

（議案第5号を朗読説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、議案第5号、指定管理者選任につき同意を求める件を採決します。

議案第5号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第5号は同意することに決定しました。

日程第8、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田住民福祉課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘)

(諮問第1号を朗読説明)

議長(村田忠文) これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

諮問第1号に意見なしとすることに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、諮問第1号は意見なしと決定いたしました。

この際、暫時休憩します。午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後0時58分

議長(村田忠文) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第9、議案第1号、井手町庁舎等整備基金条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治)

(議案第1号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。

本件につきましては、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治)

(議案第2号を朗読説明)

議長(村田忠文) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 2ページですけれども、この対象になる職員ですけれども、平成24年4月1日と25年4月1日に号給の調整を受けた、そういう職員が対象だということだから、この条例でその調整を受けた職員がこれで全員回復するのか、24年、25年調整を受けたけども45歳を超えていて、今回対象にならないという職員があるのかどうか。だから、24年、25年で調整を受けた職員が何人で、今回これで回復する職員は何人なのか、1号給上に位置づけることで総額どのぐらいの影響になるのかをお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島総務課長。

理事(西島栄治) 谷田議員のご質問であります。今回の26年4月1日の対象者を先に言いますが、対象者につきましては29名でございます。その影響額につきましては、年間約70万円の影響額がございます。これについては、平成18年度から平成21年度までそういう抑制があって、対象の職員についての回復にならない職員も数名います。今回については、2

9名であります。回復してない職員については今回の場合については45歳以上で4号給、回復してない年齢の方、45歳以上の方でおられます。ただ、人数的にはその年度その年度で違いますので、今現在そういう数字は出ませんけれども、今回の対象については29名の対象者がいる。

それで、今回でこの回復措置は終わるということでございます。

以上です。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第2号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第3号、井手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 木村社会教育課長。

社会教育課長（木村坂次）

（議案第3号を朗読説明）

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 2ページですが、今の社会教育委員さんの定数、10

名以内となっていますが、何名おられて、今回の条例化する委嘱基準でいきますと、その(1)、(2)、(3)のどれに当たる方が何人ずつおられるのか、お尋ねします。

それと、ほかのことはわかるわけですけど、家庭教育の向上に資する活動を行う者というのは、具体的にどういう方に当たるのか。

それと、今回、社会教育法が改正されたということで、今まで法律で定められていたこの3項目の基準以外の方でも、町が条例で定めたら社会教育委員になっていただくことができるわけですから、それは学識経験なんていうたらいろいろな方が含まれるかもしれませんが、特に例えば井手町としては文化財の保全に力を入れるというようなことで、そういう文化財についての深い造詣を持った方を加えとか、社会福祉の観点から社会教育を考えてもらえるように、社会福祉士の資格のある方を加えとか、そういう町独自の委嘱基準を設けてもよくなったわけですよ。そういうことについてはお考えにならなかったのかどうか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 木村社会教育課長。

社会教育課長(木村坂次) まず、現在の社会教育委員の人数ですが、現在8名であります。

それから次に、第1号から第3号に当てはめると、今の8名がどれに当たるのかという質問ですが、第1号、学校教育及び社会教育の関係者につきましては5名、第2号、家庭教育の向上に資する活動を行う者については1名、第3号、学識経験のある者については2名であります。

町独自の基準についてであります。第1号から第3号でいけるということで、今回この基準で提案したものであります。

家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで、井手町ではPTAの活動などをされてきた方にその基準が当てはまるということで、選任しております。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第3号、井手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第3号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第6号、平成25年度井手町一般会計補正予算(第7回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 脇本企画財政課長。

企画財政課長(脇本和弘)

(議案第6号を朗読説明)

議長(村田忠文) 続いて、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(村田忠文) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) ページ数で5ページですが、債務負担行為の補正があるんですけども、共同浴場の管理、3年間で2,100万円ということで債務負担行為を行っていて、もう最終年度が近いわけですけども、なぜ20万補正しなければならないのか、お尋ねします。

もう1点は、13ページの町営住宅の耐震補強ですけども、この時期に補正されて翌年度への繰り越しということになるわけですけど、午前中の審議で専決処分された北の3号棟の費用が5,000万以上かかっている。北



1号棟と南3号棟は大体どのくらいの割り振りというか、南3号棟の方が建物としては大きいと思うんですけども、耐震補強にかかる費用の大体の比率はどういうふうになるのか。

それと、南3号棟というのは、外観の美化というものが行われていない棟ではないのかなと思うんですけども、あわせて、耐震補強と同時にそういう外観の美化とか附帯的な工事も考えておられるのか。これは耐震補強の予算ですけど。それはどうなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 嶋田課長。

住民福祉課長(嶋田昌弘) 谷田議員のご質問にお答えします。

井手町共同浴場管理委託に係る限度額の変更についてであります。平成25年度の共同浴場管理委託料に係る決算見込みを予定で申し上げますと、当初700万円で委託料を計上しておりましたが、これまで燃料費、また光熱水費といったものが増加した関係で、単年度の収支で722万円程度の支出が見込まれることとなります。そういうことから、平成26年度の当初予算におきまして、共同浴場の管理委託料を20万円増額させていただいて、予算計上をしているところでございます。

以上のことで、今回限度額の変更をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島課長。

理事(西島楠博) 谷田議員のご質問にお答えいたします。

北1号棟、3号棟の割合ということなのですが、工事費の補正で工事請負額8,150万を計上させていただいております。北1号棟については5,420万円、南3号棟については2,730万円でございます。建物の大きさということですが、耐震診断に基づいて見積もりというか設計の見積もりをして、この金額をはじき出しております。

外装の分ですが、この事業が終わった時点で検討していくということで考えております。

以上です。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これより、議案第6号、平成25年度井手町一般会計補正予算（第7回）を採決します。

議案第6号は原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月10日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 1時28分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長            村 田 忠 文

署名議員        谷 田        操

署名議員        中 坊        陽